

教義指第167号
令和5年5月1日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

このたび、文部科学省から令和5年4月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について（周知）」が発出され、本年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されることとなり、それに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。

つきましては、別添事務連絡の趣旨を踏まえて、5類移行後の学校教育活動について御配慮をお願いします。

併せて、市町村教育委員会におかれましては、貴管内各小・中学校等に周知くださるようお願いいたします。

担 当	： 教育課程担当 小峰・芳賀
電 話	： 048-830-6748
F A X	： 048-830-4962
E-mail	： komine.gen@pref.saitama.lg.jp